

◎新潟県告示第665号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和6年5月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等	
7月1日（月）	午前10時から正午まで	新発田市紫雲寺支所	新発田市全域	
7月2日（火）	午後1時から3時30分まで	新発田市生涯学習センター		
7月3日（水）				
7月4日（木）				
7月5日（金）		新発田市菅谷コミュニティセンター		
7月8日（月）		新発田市豊浦地区公民館		
7月9日（火）		金蘭荘（旧サン・ワーク しばた）		
7月10日（水）				
7月11日（木）		新発田市生涯学習センター		
7月12日（金）				
7月16日（火）		新発田市加治川支所		
7月17日（水）		新発田市生涯学習センター		
7月18日から令和7年3月14日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、同月31日、令和7年1月2日及び同月3日を除く。		午前9時30分から正午まで		新潟県計量検定所
		午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会